

車両重量測定装置（日本ダイナマット製）保守点検業務仕様書

この仕様書は香川県警察が保有する車両重量測定装置（日本ダイナマット製）の保守点検業務の委託に関し適用するものである。

1 委託する事項

- (1) 件名及び内容
車両重量測定装置（日本ダイナマット製）保守点検業務
- (2) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
- (3) 保守点検対象装置
香川県警察が保有する車両重量測定装置（日本ダイナマット製、2000-A P）1台
- (4) 保守点検実施場所
香川県警察の指定するところ（別表のとおり）

2 契約の詳細

- (1) 車両重量測定装置（日本ダイナマット製）の良好な稼動を目的とし、保守点検を下記実施要領により実施するとともに、不調等が発生した場合における臨時点検等、所要の措置を行うものとする。
- (2) 保守及び定期点検業務は、詳細な日程について交通指導課及び装置配備所属の承認を得た後、原則として通常勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、時間外に行う必要がある場合は、協議の上決定するものとする。
- (3) 保守点検業務に要する機器及び工具は、契約業者において準備するものとする。
- (4) 次の各項は保守点検業務の範囲外とする。
 - ア 使用者の取扱い不注意による故障の修理
 - イ 第三者の故意、又は不注意による故障の修理
- (5) その他
この要領に定めのない事項について、業務上必要がある場合、協議の上、行うものとする。

3 保守点検実施要領

車両重量測定装置（日本ダイナマット製）の保守点検業務

- (1) 年1回、機器の状態及び作動が正常であるか点検する。
- (2) 定期点検の点検項目は次のとおりである。
 - ア 計器部（プロセッサ）の各ボードの点検
 - イ 表示部（重量・時間）の作動点検
 - ウ 印字部の点検
 - エ 各ケーブル類及びコネクタ部の点検
 - オ 荷圧試験
 - カ 電圧試験
- (3) 臨時点検は、不調等の通報により異常箇所について実施すること。
- (4) 点検終了後は、報告書（成績書）を提出すること。
- (5) 上記点検において、交換を要する部品のうち税抜き1万円以下の補用部品については無償とし、それ以外の部品については有償とする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、業務上必要がある場合は本部と協議の上、行うものとする。

別表

車両重量測定装置（日本ダイナマット製）製配置場所

名 称	台 数	配 置 場 所	所 在 地
車両重量測定装置 2000-AP	1	高松南警察署	高 松 市